

添付法令資料 3 :

児童保護に係る電子システムの運営管理に関する2025年政令No.17の施行規則に関する2026年3月6日付インドネシア共和国通信及びデジタル大臣規則No.9 (目次)  
同日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 児童の最低年齢制限、児童の年齢範囲及び児童利用者の認証
  - 第1節 製品、サービス及び機能を利用することができる児童の最低年齢制限 (第2条及び第3条)
  - 第2節 製品、サービス及び機能が児童の最低年齢制限及び児童の年齢範囲に適合する旨を確認するための自己評価 (第4条及び第5条)
  - 第3節 児童保護設計の確定 (第6条)
  - 第4節 児童利用者の認証 (第7条)
- 第3章 リスクレベル評価、自己評価、報告並びに製品、サービス及び機能のリスク・プロファイルの確定
  - 第1節 リスクレベル評価 (第8条)
  - 第2節 自己評価 (第9条ないし第20条)
  - 第3節 報告 (第21条及び第22条)
  - 第4節 認証 (第23条及び第24条)
  - 第5節 製品、サービス及び機能のリスク・プロファイルの確定 (第25条)
  - 第6節 再自己評価、再自己評価結果の報告、再認証及び新たなリスク・プロファイルの確定 (第26条ないし第28条)
  - 第7節 児童のアカウント及びリスク・プロファイル (第29条)
  - 第8節 ネットワーク・サービス及びソーシャル・メディア (第30条)
- 第4章 児童保護に係る電子システム運営の監督
  - 第1節 通則 (第31条ないし第33条)
  - 第2節 監視及び／又は追跡 (第34条)
  - 第3節 報告又は苦情 (第35条)
  - 第4節 事前調査 (第36条ないし第40条)
  - 第5節 後続調査 (第41条ないし第53条)
  - 第6節 管理 (第54条)
- 第5章 行政処分の賦課に対する異議申立ての手續 (第55条ないし第61条)
- 第6章 終則 (第62条及び第63条)